

SHINWA NEWS

令和7年度税制大綱の概要

令和7年1月
(No. 14)

謹んで初春のお慶びを申し上げます。

さて、去る12月20日に令和7年度税制改正大綱が自由民主党と公明党により発表されましたので、主な項目をご紹介します。今回は少数与党のため、法案成立にあたり野党との協議、調整が想定されますが、例年通りであれば3月末には成立する見込みです。

[1] 所得税に関する改正について

(1) 基礎控除の引き上げ

物価上昇局面における税負担の調整の観点から、令和7年分以降の個人の所得税の基礎控除額を48万円から58万円に引き上げられます。(合計所得金額2,350万円以下の個人)

(2) 給与所得控除の最低額の引き上げ

同様の観点から、給与所得控除の最低保障額が令和7年分以降、現行の55万円から65万円に引き上げられます。

(注) 上記(1)及び(2)の改正における給与の源泉徴収額の算出率表変更は令和8年分以降のため、令和7年1月からの給与計算には影響ありません。

(3) 特別親族特別控除の新設

特に大学生等のアルバイトの就業調整に配慮して、令和7年分以降の年齢19歳以上23未満の同一生計親族について以下の所得控除が新設されます。

親族の合計所得金額	控除額	給与収入の目安
58万円～85万円	63万円	123万円～150万円
～90万円	61万円	～155万円
～95万円	51万円	～160万円
～100万円	41万円	～165万円
～105万円	31万円	～170万円
～110万円	21万円	～175万円
～115万円	11万円	～180万円
～120万円	6万円	～185万円
～123万円	3万円	～188万円

(4) 扶養控除等の見直し

上記(1)の基礎控除の引き上げに伴い、配偶者控除、扶養控除等の合計所得金額要件は令和7年分以降48万円から58万円以下に引き上げられます。

上記(1)及び(2)の改正により、給与収入のみの同一生計親族については123万円以下で対象となります。

(5) 子育て支援税制

① 生命保険料控除

23歳未満の扶養親族を有する者については、令和8年分以降
新生命保険料控除(一般生命保険料)が以下の通り引き上げられます。

新生命保険料	控除額
～30,000円	保険料の額
～60,000円	保険料×1/2+15,000円
～120,000円	保険料×1/4+30,000円
120,000円～	60,000円

② 住宅ローン減税

本人か配偶者が40歳未満、または19歳未満の扶養親族を有する者については、令和7年分についても令和6年分と同様に優遇された借入限度額が適用されます。
また、上記の者が既存住宅に一定の子育て対応改修工事をした場合に、一定の要件を満たすときは、工事費の10%相当額の税額控除を受けることができます。

(6) その他

- ①小規模企業共済等掛金控除のうち、iDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金の限度額が月額62,000円(個人事業主、国民年金基金は月額75,000円)に引き上げられます。
②退職手当等の退職所得控除における勤続期間の重複排除特例が、令和8年1月以降受給年の前年以前9年内(現行4年以内)に改正されます。

[2] 法人課税に関する改正について

(1) 中小法人に対する法人税軽減税率の延長と見直し

中小法人(資本金1億円以下等)の所得年800万円以下の法人税率(15%)の軽減措置を2年間延長するとともに、所得が年10億円超の事業年度については軽減措置を17%(現行15%)とし、また通算法人が適用対象法人から除外されます。

(2) 防衛特別法人税の創設

防衛力強化に係る財源確保を目的として、令和8年4月1日以降に開始する事業年度から以下の防衛特別法人税が創設されます。

$(\text{各課税事業年度の法人税額} - 500\text{万円(基礎控除額)}) \times 4\%$

[3] 相続税に関する改正について

(1) 結婚・子育て資金贈与制度の延長

直系尊属(両親、祖父母等)から受ける結婚・子育て資金の一括贈与制度の適用期限が令和9年3月31日まで2年間延長されます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡ください。